

堺市廃棄物減量等推進審議会 会議録

■ 全部記録

□ 要点記録

会議の名称	令和7年度第1回堺市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会		
開催日時	令和7年5月19日（月） 午後1時00分 から 午後2時15分まで		
開催場所	堺市役所 高層館20階 第1特別会議室	傍聴者数	1名
出席者又は欠席者 委員 (50音順：敬称略)	出席者 3名 小島 理沙 清水 万由子 (web) 山本 祐吾 欠席者 1名 藤田 香		
議題	(1) 一般廃棄物処理基本計画の改定に関する中間報告（案）について (2) その他		
会議の内容	別添のとおり		

令和7年度 第1回 堺市廃棄物減量等推進審議会
一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会

開催日：令和7年5月19日
場 所：堺市役所高層館 20階
第1特別会議室
開 会：午後1時00分

○司会

定刻となりましたので、ただいまから「令和7年度第1回堺市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会」を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます、環境事業管理課の今村と申します。よろしくお願いいたします。

本日の会議は、対面参加とWEB会議システムを利用した参加との併用により開催させていただきます。

本専門部会の委員総数4名のうち、現在会場に2名の委員にお越しいただいています。また、WEBでは1名の委員からの接続を確認しておりますので、堺市廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。また、藤田委員におかれましては本日ご欠席との連絡をいただいております。

なお、本会議は、同規則第6条第1項の規定により公開となっております。本日の会議には、1名の傍聴者が来られておりますことをご報告いたします。傍聴者の方におかれましては、堺市廃棄物減量等推進審議会の傍聴に関する要綱の遵守事項をお守りいただきますようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日は、今年度初めての一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会の開催となります。人事異動により、新たに環境事業部長となりました澤井よりご挨拶申し上げます。

○環境事業部長

環境事業部長の澤井でございます。

本日はお忙しい中、「一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会」にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年度より、専門部会の委員の皆様方におかれましては、一般廃棄物処理基本計画について、種々ご審議いただいております。

そこでいただきましたご意見を踏まえまして、国の動向や社会情勢を踏まえ、中間報告案を作成しています。

本年度はいよいよ計画の改定の年度にあたりますので、本日も幅広いご意見、さまざま

な視点からのご意見を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

会議の開催にあたり、2点お願いがございます。

まず1点目でございますが、専門部会の会議録につきましては、発言者名を明記した上、堺市ホームページ及び市政情報センターでの閲覧などにより公表させていただきます。会議録の作成にあたっては、事務局で原案を作成の上、出席委員への確認を経て、部会長の署名をいただくことで最終確定とさせていただきます。

正確を期すため会議内容を録音させていただきますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。

音声を拾います関係上、ご発言の際はマイクを通していただきますようお願いいたします。ご発言の際はマイクをオンにいただき、発言終了後はお切りいただきますようお願い申し上げます。

オンラインでご参加の委員におかれましては、会議中カメラはオン、マイクはミュートとしていただきますようお願いいたします。

また、ご発言の際は映像内で挙手いただくか、チャット機能でご発言する旨をお知らせください。部会長からのご指名後、マイクのミュートを解除の上ご発言をお願いいたします。このほか進行中不具合などがありましたら、チャット機能等で事務局にご連絡ください。

続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

本日配布しております資料でございますが、1番上が本日の「次第」でございます。

次に、資料1「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について（中間報告（案））」でございます。

次に、資料2「現計画目標4項目の2024年度速報値等」でございます。

お手元のない資料等がありましたら事務局にお声がけください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。

本審議会規則第3条第1項の規定により、ここからは山本部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

山本部会長、よろしくお願いいたします。

○山本部会長

はい、こんにちは。改めまして、和歌山大学の山本です。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは本日の議題、一般廃棄物処理基本計画の改定に関する中間報告(案)について、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局

はい、事務局です。

資料の方が前後逆転するんですけども、次期計画の基準年度となります2024年度の速報値及び2024年度「事業系一般廃棄物組成分析調査」の結果についてご報告いたします。

資料2をご覧ください。

はじめに清掃工場搬入量ですが、2024年度は速報値で21.0万トンとなっており、昨年度より1.7万トン減少しています。

次に、1人1日あたり家庭系ごみ排出量ですが、2024年度は速報値で560gとなっており、昨年度より30gと大幅に減少しています。

次に、1日あたり事業系ごみ排出量ですが、2024年度は速報値で188トンとなっており、昨年度より13トン減少しています。

次に最終処分量ですが、2024年度は速報値で1.7万トンとなっており、昨年度より0.1万トン減少しています。

物価高など社会的経済的状況が大きく変わっていないことから消費減退等による影響も一因と考えられますが、2023年度から2024年度にかけても家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向は続いております。

また、ホームページなどで公開されている他政令市の状況と比較したところ、2024年度の減少率について、他市は鈍化しているのに対し本市は引き続き2023年度と同程度の減少率を保っております。

家庭系ごみの減少について2022年7月から2023年度に実施した「堺・ごみ減量4R大作戦」以降、市政モニターアンケートでは4Rの認知度が向上しており、4Rの取組が広がっていることが大きな減少につながったものと考えます。

また、事業系ごみの減少について、2024年1月より開始したリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入禁止が一つの要因と考えます。

組成分析調査の結果からも古紙類の割合が減少しておりその傾向が伺えます。

次に、昨年実施いたしました「事業系一般廃棄物組成分析調査」について報告いたします。

2024年度事業系一般廃棄物の組成は右上の円グラフのとおりです。

左上に記載の2019年度と比較して紙類が6.3%減少していますが、2024年1月より開始したリサイクル可能な紙類の清掃工場への搬入禁止によりダンボールが大きく減少したことによるものと考えます。

2019年度と比較して産業廃棄物が4.9%増加していますが、産業廃棄物20.7%のうち約18%がプラスチック類です。2019年度調査では産業廃棄物のうちプラスチック類が約13%となっており、増加した産業廃棄物はほぼ廃プラスチック類となります。

以上、簡単ではございますが資料2速報値等の報告となります。

それでは、引き続き資料1中間報告案について説明させていただきます。

○事務局

資料1「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定について（中間報告（案））」についてご説明をさせていただきます。

昨年10月25日の廃棄物減量等推進審議会において、「堺市一般廃棄物処理基本計画の改定」について諮問をいたしまして、過去2回の専門部会でご審議をいただきました。3回目となる本日の専門部会の後、6月後半から7月上旬開催予定の審議会本会におきまして、これまでの審議についてこの専門部会からの報告という形で中間報告を行います。

本日は、この審議会本会にお示しする中間報告案についてご審議をいただきたいと存じます。

資料1をご覧ください。

本案は、計画において今後の取組内容を示すパートであるごみの将来像を想定した形式で作成しております。中間報告は、本日いただいたご意見を踏まえて本案に修正を加えるとともに、現行計画の総括や今後の課題などを含めた形でお示しする予定です。

最終的な資料は、事前にご確認をいただいた上で審議会へご提示する予定です。

続きまして、中間報告案の構成についてご説明をさせていただきます。

表紙裏面の目次をご覧ください。

第1章が「基本理念と基本方針」、第2章が「計画目標と参考指標」、第3章が施策の概要を示す「実現に向けて」、そして第4章が「計画の進行管理」となっております。

1ページの第1章「基本理念と基本方針」と第2章「計画目標と参考指標」につきましては、前回ご説明した骨子案の内容と重複いたしますので、お時間の都合上説明を省略させていただきますと思います。

2ページ、計画目標及び参考指標の数値が、現時点で2024年度の実績が未確定ですので記載をしておりません。

現在集計を行っておりまして、実績が確定した後審議会本会での中間報告ではお示しできる予定でございます。

目標値設定の考え方といたしましては、2024年度の実績をベースとしまして将来推計人口等を踏まえて求めた将来のごみ排出量の単純推計値から、施策によって更なる削減を図るように設定をいたします。

3ページ、第3章施策の概要を示す「実現に向けて」についてご説明をいたします。

こちらの章では、前の章で掲げております基本理念の実現、計画目標の達成をめざし、市民・事業者・行政が連携・協働に取り組む内容について記載をしております。3 ページから 4 ページにかけて全体の施策体系図となっております。

施策についてはですね、現行計画から減量化・リサイクルに関する一貫した取組を進めるため、現計画から継続するものも多くございますが、現計画の振り返りや委員の皆様からいただいたご意見などから見えた課題を踏まえまして、取組内容の見直しを行いました。また、現行計画において各基本方針で重複していた一部取組などを整理統合し、実行と進行管理の効率化を図りました。

結果、各基本方針に基づき、8つの基本施策に 24 の主な施策、9つの個別施策という構成となっております。

各基本方針とそれに基づく各施策につきましては、関連性が一目でわかるよう 6 ページ以降にも記載をさせていただいております。

続きまして 5 ページにはですね、市民・事業者・行政それぞれの役割分担について記載をしております。基本方針の 2 つ目にも掲げておりますが、計画目標を達成、ひいては基本理念である循環型都市及びウェルビーイングの実現には、行政の取組だけではなくごみに関わる多様な主体がそれぞれの立場に応じた適正な役割分担のもと自主的に連携・協働することが必要となります。

そこで次期計画では、この後ご説明する施策ごとに関わりが強く本市とともに取組を進めていただく主体をアイコンで表しております。また、現在掲載内容を検討中ではございますが、行動変容のきっかけとしていただけるよう、このページでお示ししている一例のほか各種取組の意義や実際の取組事例について、今後計画の中でコラム等によってご紹介する形を考えております。

各主体の役割についてですが、市民の皆様にはごみの排出者としてごみの減量化・リサイクルに積極的に関心を持っていただき、ごみの排出を抑制し資源やごみの正しい分別排出にご協力いただきたいと思いますと考えております。

事業者の皆様には、事業活動の中で排出者責任及び拡大生産者責任に基づき、ごみの発生・排出抑制、再利用、リサイクルや適正処理に主体的に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

そして、行政は市民・事業者の皆様と連携協働し、ごみの減量化・リサイクル及び適正処理のための施策を検討・推進いたします。

ここまでで、委員の皆様には何かご質問やご意見等はございますでしょうか。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

ただいまご説明いただいた資料は、先ほど事務局からも説明いただきましたように、今までの審議会、専門部会での意見をもとに専門部会からの中間報告案として事務局でま

とめられたものです。

本日の審議ですが、そのことを踏まえた上で中間報告書に盛り込むべき重要な視点や、計画に基づいて作成される推進プランの各取組で踏まえるべき視点、具体的な例などをご意見としていただけたらと思います。

委員の皆様にごいただいたご意見が、この中間報告案に反映させるべき追記なり修正が必要な事項であるかどうか、あるいは今後の検討課題というような参考意見であるのかということの交通整理をさせていただきますということを、あらかじめお伝えしておきたいなと思います。

それでは今までのところで何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

いかがでしょうか。

それでは、私から口火を切らせていただきます。5 ページを改めてじっくり読ませていただくときさまざまな思いが湧いてまいりますので、コメントというよりは感想に近い形でお話しさせていただきます。

後ほど、本日ご欠席の藤田委員のご意見が紹介されると思います。その中で、シェアリングサービスという言葉が出てくるかなと思います。それに関連して、この 5 ページの「市民の役割」のところに「ごみの減量を通して「使い捨て」について考える契機とし」と書いてありまして、おそらく時代はシェアリングを含めて、地域の中で使い回していくということに社会の関心が向いている段階かなと思います。

古くは、使い回す以前にはまず使い切るという言葉が大事で、食べ物だとなるべく残渣を出さずに使い切りましょうとか、あるいは工業製品であると、物理的・機能的な寿命が尽きるまで使い切りましょう、それから、「リユース」や「シェアリング」というような使い回しで、これはあまり正式な言葉として使われていないんですけども、昔どこかの方がおっしゃっていた言葉で印象に残ってるのが、「使い継ぐ」という言葉を使っただけで、次世代に「物」や「思い」を引き継いでいくというように、使い切る、使い回す、使い継ぐということを 3 つきちんと考えましょうというようなことが頭に残っています。ですので、もし可能であれば、この使い捨てるだけではなくて使い捨てるをやめた後に使い切って使い回して使い継いでいくんだということを考える契機に、一歩進めていただくような言葉をチョイスされてもいいかなと思います。

こちらについては、自分で申し上げながらも追記修正が必要かどうかというところまではまだ思い至りませんので、また後ほど事務局のお考えをお聞かせいただきたいなと思います。

もう 1 つ、「事業者の役割」のところに「拡大生産者責任」という言葉が出てきております。これはぜひ追記をお願いしたいのですが、コラムで「拡大生産者責任」の概念の説明をしていただくといいかなと思います。なかなか一般の市民の方々には馴染みのない言葉だとは思いますが、資源循環を考える上でヨーロッパなんかでは極めて重視されている政策理念になりますので、ぜひコラムで用語説明をしていただきたいなと

思いました。

このことについて、1つずつ事務局とやり取りさせていただいてもいいですか。では今の2点について事務局の考えをください。

○環境事業管理課参事

はい、ご意見ありがとうございます。

まず1つ目の「使い回す」「使い切る」「使い継ぐ」についてご意見のとおりだと思います。少し表現が古かったかなというふうに反省しております。藤田委員からもご意見をいただいているということもご紹介いただいたんですけども、この点につきましては修正させていただこうと思っております。

次に2点目ですが、「拡大生産者責任」についてはコラムの方で用語説明をさせていただきます。

ありがとうございます。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

ほかにご意見ご質問等いかがでしょうか。

色々なご意見を頂戴した後の中間報告(案)ですのでそれほど多く修正点はないかなとは思いますが、よろしく願いいたします。

では、清水委員お願いします。

○清水委員

はい、ありがとうございます。

今の山本委員のご意見、私も本当にそのとおりだと思って、素敵なフレーズというか表現をご紹介いただいたなと思ったので、もし可能であればぜひ取り入れていただければなと思いました。

で、もしですね、そのような使い捨てだけではなくて、すでにあるものを使い切るとか使い回す、使い継ぐというところを含めるのであれば、市民だけではやはりできないところもあると思うので事業者の役割のところにも少し表現を付け足していただくといいのかなというふうに思いました。

「事業者の役割」の1番最初の○のところに「再生材を利用した商品を開発・製造する。」というふうに書かれていまして、もしこれを書くのであれば、使い捨て製品をあまり作らないみたいなことは少し言いづらいかもしれないんですけども、できるだけ長く使える製品の開発であるとか、そういったシェアリングサービスにも積極的に取り組むみたいなことが可能な範囲で書けたらいいのかなというふうに思いました。

はい。そうですね。それに応じて行政の役割の方もどうかなというふうに考えると、す

でのごみ減量に取り組みやすい環境を提供するであるとか、色々書かれているかなとは思いますが、そのライフスタイルの変革みたいなのところの啓発ですね、単純にごみを減らしましょうとか、分別しましょうとかいうことではなくて、物がごみにならないようなライフスタイルとか、ウェルビーイングということも今回の理念の方に書かれているということなので、そのイメージをちょっと醸成するみたいなニュアンスが出るといいなというふうに思いました。

具体的にどの文言をとというのが今すぐに出てこないんですけども、さっきの山本委員のご発言に少し刺激を受けて、それなら事業者や行政の役割というものも少し付け足させていただくといいのかなというふうに思いました。

以上です。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

事業者の役割の中で、特にその環境に配慮した商品の開発みたいなのところ、再生材利用以外にもきちんと書かれたらいかがでしょうかというのと、行政の役割としてライフスタイルの変革とかウェルビーイングというイメージの醸成という言葉を使っておられましたが、そういう役割を行政のところを追記してはいかがでしょうか？というご意見だったかなと思いますが、追記修正が必要かどうか、あるいはそのコラム等で記載するかについて、事務局のご意見をお聞かせいただければと思います。

○環境事業管理課参事

はい、ありがとうございます。

この場でコラムにするとか、文章の修正をいたしますというようなことはすぐには決めかねるかなと思っております。

ただ、これは市民だけでなく当然事業者の方でも、シェアリングサービスなど今はたくさん取り組んでいただいているかと思っておりますので、そういうことについては市の方でも情報発信を今後もさせていただこうと思っておりますので、何らかの形で計画の中に盛り込んでいきたいとは思っております。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

例えばですけど、「再生材を利用した商品を開発・製造する」というところですけども、「再生材を利用した商品など環境に配慮した商品やサービスの設計」という言葉はよろしくないですかね。商品・サービス作りをとというような言葉にすると、その商品だけではなくてシェアリングを含めたサービスというものも含まれますので、商品というか我々は製品という言葉を使いますが、製品・サービスの開発に努めるみたいな表現に

していただくのも1つの手かなと思います。ですが、ウェルビーイングのところはもう2点目の「排出方法の周知徹底に努める」というところに併記をしてもいいのかなという気がしますね。

ウェルビーイングのなんというか、瞬発力を持って言えないんですけども、○を1個増やすでも構いませんが、計画の最上位目標であるウェルビーイングの考え方を今日の考え方の共通理解を形成するとかですね、一言書いていただいてもいいかなと思いました。

○環境事業管理課参事

はい、ありがとうございます。

ウェルビーイングに関しましては、概念でありますとか今回のこの計画に盛り込んでいる各施策につきましても、どういう観点からウェルビーイングにつなげていくかというようなところはコラムの方で表現させていただこうとは思っております。

○山本部会長

ほかにご意見ご質問等いかがでしょうか。

よろしいですか、はい。

では、次に行かせていただきます。資料1の6ページからお願いいたします。

○事務局

それでは、6ページ目の各基本方針に基づく施策をご覧ください。

ここから各施策について記載をしておりますが、お時間の都合上ポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず基本方針①「4Rの更なる推進」につきましては、「ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化」「リフューズ・リデュースの促進」「リユース・リサイクルの促進」を基本施策に位置付けております。

基本施策1つ目の「ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信」につきましては、4Rを推進する上で最も重要な施策の1つであり現計画の全体の振り返りや審議会、専門部会でのご意見を受けまして、計画全体を通しての課題となっておりましたので基本施策に位置付けをいたしました。ごみの減量化・リサイクルの促進のため本市が行うごみ処理行政について、市民や事業者の方々にごみの減量化施策や分別排出方法等の幅広い情報発信を行ってまいります。

主な施策1の「家庭系ごみの減量化・リサイクル」に関する情報を得る手段を年代別に見ますと、広報さかいや市役所等で配布するパンフレットやチラシは年代が高くなるほど割合が高く、堺市ホームページ、インスタグラム等のSNSは概ね年代が低くなるほど割合が高いことがわかっております。このような対象者の属性を踏まえながら、効果的に情

報発信を実施してまいります。

続いて、7ページ基本施策2つ目の「リフューズ・リデュースの促進」につきましては、現計画においても4Rの中でごみの発生・排出抑制につながる優先順位の高いものとして位置付け、取組を進めてまいりました。その結果、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、近年は排出量の減少が進んでおります。

次期計画におきましてもこの取組を継続するとともに、ごみ組成や排出状況等の基礎調査により本市のごみ処理における減量化の余地を把握し、対象を絞った施策を集中的に実施してまいります。

特に主な施策1の「食品ロスをはじめとする家庭系生ごみの削減」は、近年大幅に減少傾向にあります。現在も生活ごみの約33%を占めていることから、更なる減量化の余地がある対象として重点的に取組を進めてまいります。

続いて8ページ、基本施策3つ目の「リユース・リサイクルの促進」につきましては、現在の市民への浸透状況や対象としている品目などから、ともに今後更なる調査と取組の強化が必要であると考えております。

主な施策1の「リユースの促進」では、普段から取り組んでいる市民の割合が約57%と十分に浸透していない状況にあります。先日の専門部会でご意見をいただきましたとおり、この理由については今後意識調査やアンケート等で追跡を行ってまいります。

具体的な取組といたしましては、8ページ、9ページに記載しております回収イベントなどの機会やアプリなどのツールのご紹介など、リユースに取り組みやすい環境の整備を進めてまいります。また、衣類・雑貨、家具・家電、清掃工場搬入物等について、民間事業者との連携等によりファッションロスの削減やリユースを促進してまいります。なお、先日の専門部会でのご意見を踏まえ、現在手法の検討中ではありますが、リユースをはじめとしたウェルビーイングにつながる取組につきましてその効果の把握にも努めてまいります。

例えば、リユース品を譲ったり売却した方と、譲り受けたり購入した方の双方が地域のつながりや売却による経済的な満足感を得て、その後の行動変容につながったかを把握し、以後の取組に生かしたいと考えております。

続きまして、10ページの主な施策2から12ページの主な施策6にかけて、リサイクルに関する施策となっております。

主な施策2の家庭系古紙類はリサイクル可能なものの生活ごみへの混入が増加しており、更なるリサイクルの促進が必要であると考えております。現在、本市では集団回収と民間拠点での回収を行っておりますが、その双方において継続・拡充を図ってまいります。集団回収につきましては本市電子申請システムの活用や生活ごみへの混入が多いその他の古紙の回収強化などを進め、民間回収拠点は事業者と連携して増設を進めるとともに新たなリサイクルルートの確保にも努めてまいります。

続きまして、11ページの主な施策3の「ごみと資源の分別徹底」です。生活ごみの約

29%を占めるリサイクル可能な資源、主に古紙類や缶・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属等ですが、適正な排出方法についてさまざまな媒体を用いて周知徹底を図ってまいります。

具体的な取組につきましては、始めに説明しました情報発信の強化や後ほどご説明する若年層への働きかけなどと共通しますので、ご説明を割愛させていただきます。

続きましては12ページの主な施策6「プラスチック資源循環の更なる促進」です。

プラスチック資源循環促進法が施行されまして、国においては製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わる全ての主体におけるプラスチック資源循環等の取組を推進し、資源循環体制の強化が図られております。

こうした流れを受けまして、本市においてもさまざまな物品に使用されるプラスチックに関し新たなリサイクル手法を調査検討し、更なるリサイクルの促進に努めてまいります。

次に、ペットボトルにつきましては高い割合となっている残渣率の改善が課題となっている中、今年度より水平リサイクルを開始いたしました。資源の長期循環が可能であるほか、CO₂削減にもつながるという水平リサイクルのメリットや、審議会、専門部会でもお話がありましており、燃やされるのではなく確実にリサイクルされているという正しい情報を発信することで適正排出の促進を図り、資源循環の効率性を最大限に高められるよう取組を進めてまいります。また、未対応となっている製品プラスチックの行政回収リサイクルにつきましては、導入へ向け容器包装プラスチックとの一括回収・再商品化等を含む様々な手法を検討し、効率的なリサイクルルートを確保してまいります。

ここまでで一旦説明を区切らせていただきます。

またご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

○山本部長

はい、ありがとうございます。それでは6ページから12ページまでの間で何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

はい、小島委員お願いします。

○小島委員

確認なんですけれども、こちら8ページからは個別の施策が白抜きであるんですけれども、この個別の施策は決まっているというか、これをやりますという意味で書いてくださっているというふうに受け止めていいんでしょうか。

○事務局

はい、ご認識のとおりでございます。

○小島委員

はい、ありがとうございます。

○山本部長

はい、ほかいかがでしょうか。

では、また私からになりますが、1点目が6ページの基本施策1の説明の中に幅広い情報発信という表現があります。私これまでも何度か意見を述べさせていただいたのは、若干その事実に基づかない情報がネットの中にありますよという話をしていました。

例えば、プラスチックごみは分別してもリサイクルせずに全部燃やしているから意味がないとかですね。そういう SNS 上の情報を、正しくない情報に対する懸念を申し上げてきましたので、単にこう幅広い情報発信に努めるだけではなくて、事実に基づいた情報というところも少し入れ込んでいただいた方がいいのかなと思います。また、科学的事実などというハードルが高くなってしまいますので、普通にもっと幅広い情報や事実に基づいた情報の発信を行いますみたいな表現にさせていただいたらいいのではないかなと思ったんですが、いかがでしょうか。

○事務局

事務局です。

ごもっともですので、表現の方ですね、追加で考えさせていただきたいと思います。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

もう1点、これは質問なんですが、堺市が食堂でやってらっしゃったマイボトルの取組というのはもう終わって継続されていないのでしょうか。象印さんと組んで社会実験されていたと思うんですけども。

○事務局

すみませんが、今継続されているかどうかはわかりません。

○環境事業部長

すみません。山本委員がおっしゃっているのは、マイボトルを持ってこられたら食堂で水を補給されたり、庁舎の1階などで行っていた取組ということでございますよね。

それについては食堂については少なくともできないということにはならないと思えますけれど、それが取組としてされているのか、事業者のご好意としてやっていただいている

るのかという位置付けまでは明確に把握してございません。

○山本部長

食堂の会社さんとボトルメーカーさんの取組であって、堺市は特に関与していらっしゃるわけではないということでしょうか。

○事務局

その取組につきましては市の政策企画部で企画されていた時期がありました。

要は、マイボトルを持ってきていただいたらコーヒーなどを入れ替えていただいたり、そのようなことをされていたと思うんですけども。

すみませんが、今現在それが継続されているかというのは詳しくわからないんです。

○山本部長

わかりました。いや、ただ単純にそのような取組が今後も継続して、さらに市役所以外の公共施設でも水平展開されるのであれば、まさにプラスチックごみを削減してリユースやリデュースにつながるような目玉の取組になるかなと思ったんですけども、それならそれで結構です。

ほかにご質問、ご意見いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

また何かありましたらどこかでまとめてご意見を伺いたいと思います。

はい、それでは資料1の13ページ以降について、また事務局よりご説明よろしく願います。

○事務局

はい、それでは13ページの基本方針②の「ごみに関わる多様な主体の連携・協働」についてご説明をいたします。

こちらは「市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進」と「市民・事業者による自主的なごみ減量化・リサイクル行動の促進」を基本施策と位置付けております。

まず基本施策の1つ目の「市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進」につきましては、自治会やごみ減量化推進員、各種教育機関、関連部局と市民と行政が連携し、ごみへの関心が低い層などに向けて、啓発や情報発信などを行う取組でございます。

主な施策といたしましては「環境教育や環境学習の推進」を挙げております。

前回の専門部会において、比較的若い世代が分別に対する抵抗感を持っており、こうした若年層への働きかけによって分別の意義を理解していただき、分別が当たり前になるようにすることが重要であるというようなご意見をいただきました。したがって、先ほどご説明した情報発信とともに、幼少期からの環境教育やその後の環境学習などの中で減

量化・リサイクルの意義について啓発に取り組んでまいります。

また、次期清掃工場に整備する環境学習設備につきましては、施設整備基本計画の一部事項に関する専門部会にて詳しくご説明をいたしますが、環境問題を総合的に学び行動変容を促すことができる設備をめざして整備をいたします。

続いて14ページ、基本施策の2つ目につきましては、ごみに関わる市民活動団体や事業者による自主的・主体的な取組に必要な体制の整備及び情報共有、ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信を行う取組でございます。

特に、主な施策3つ目の「地域美化の推進」につきましては、地域美化活動や不法投棄対策を行う従来から継続する取組ですが、審議会でもご意見をいただきましたとおり、インバウンドの増加に伴うポイ捨て等の防止策として多言語での各種情報発信や啓発も進めてまいります。また、地域美化活動は地域のつながりや本市の街並みの景観保護を促すことになり、ウェルビーイングの実現に寄与するものとして、主な施策の1つとして位置付け、取組を進めてまいります。

続きまして、15ページの基本方針③「環境に配慮した安全・安心で安定的な処理体制の構築」につきましては、「効率的かつ適切な収集運搬体制の構築」「ごみの適正排出の推進」「安全・安心で安定的なごみ処理体制の構築」を基本施策③として位置付けております。

基本施策の1つ目につきましては、家庭系・事業系ともに適正な収集運搬体制の確保に努めてまいります。

家庭系ごみについては、本市のごみ処理体制に適した分別区分や収集回数、形態等を適切に設定し、地域性や人口分布を踏まえた適切かつ効率的な収集運搬体制を構築します。

事業系ごみについては、事業系一般廃棄物収集運搬許可制度及び継続ごみ制度による収集を基本とした適切な収集運搬体制を確保します。また、資源の持ち去り防止に努め、各種リサイクル法の対象品目については法に基づく処理を推進します。

続きまして16ページ、基本施策の2つ目の「ごみの適正排出の推進」につきましては、ごみの減量化・リサイクル及び回収後の適正処理につながるもののため家庭系・事業系ごみ双方において推進をしてまいります。

ごみの適正排出を推進する上で、主な施策1の「ごみの排出方法の周知や指導の徹底」というのが最も基本になる施策であると考えております。

家庭系及び事業系ごみの排出については、排出者または排出事業者に合わせた情報発信を行い、不適正排出に対しては指導を徹底いたします。

家庭系ごみにつきましては、先ほどご説明しましたとおり、様々な媒体を通じた排出方法の周知徹底と清掃工場への搬入禁止物の適切な処理方法に関する情報発信を行います。

事業系ごみにつきましては、先ほど2024年度の事業系一般廃棄物組成分析調査の結果についてご報告いたしました。おおよそ50%含まれている減量化・リサイクル可能なもの

のほか、廃プラスチック類をはじめとする産業廃棄物等について分別徹底に関する情報発信を行うとともに、清掃工場における搬入物検査を通して排出方法の周知徹底を行います。

また、審議会、専門部会でもご指摘をいただきましたが、インバウンドが増加することによって排出量や不適正な排出が増えることが想定されますので、こちらも適正処理を周知徹底いたします。

続きまして18ページですね。こちらも先ほどに続きまして審議会、専門部会でご意見をいただいております「高齢者や外国人住民等への対応」ですね、こちらも取り組んでまいります。

本市では高齢者・障害者の方を対象にごみ出し支援を実施しておりますが、今後高齢化率の上昇に伴い単身の方を含めた高齢者世帯の増加が予想されるため、今後もこうした取組を継続してまいります。

また、高齢者や外国人住民の方々などにもわかりやすく正しい分別に取り組んでいただけるような排出方法の検討や、わかりやすい情報発信を行ってまいります。

続きまして、19ページの基本施策3につきましては、ごみ処理において市民の安全・安心を確保し環境負荷の低減に配慮した上で、長期的に安定した一般廃棄物処理施設の運営を行うための取組でございます。

また、将来にわたり安定した処理体制、施設配置等を構築し、施設の老朽化状況を踏まえ、ごみの減量化・リサイクルの進捗状況を見据えた基幹的改良工事、整備工事を行ってまいります。

なお、ごみ処理施設の整備にあたっては災害時における処理能力の確保や、南大阪地域の中核的役割を担う本市としてごみ処理体制の広域化も視野に入れて、安全・安心で安定的な処理体制の構築を図ります。

各施策のご説明はここまでとなりますが、引き続きまして第4章の21ページですね、「計画の進行管理」についても併せてご説明をさせていただきます。

こちらも先日の専門部会でご説明をいたしました骨子案の説明とかぶる部分がありますが、新たなご意見を踏まえて新たな取組がございますのでご説明をさせていただきます。

本計画に基づく施策・事業を効率的・効果的に推進するため、現行計画と同様、Plan（計画）・Do（実施）・Check（評価）・Action（改善）からなるPDCAマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

これまでの審議会及び専門部会の中で、本市の取組をいかに市民事業者の方々の行動変容につなげるかが重要であるというご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえまして、個々の取組の実績を把握する指標だけではなくその取組の効果を図るための指標を新たに設けまして、取組の成果や指標が適正であるかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを可能とする形といたします。

なお、今ご説明した進行管理につきましては、この一般廃棄物処理基本計画に基づいて別途作成いたしますごみ減量プランの中で毎年度実施いたしまして、本審議会でご報告させていただく予定でございます。

この中間報告案につきましては今回この説明で以上でございます。
では、引き続きご意見等ありましたらよろしく願いいたします。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。それでは今ご説明いただいた個所に関して、ご意見ご質問でございますでしょうか。

はい、小島委員お願いいたします。

○小島委員

13 ページの「市民・行政によるごみ減量化・リサイクル行動の促進」のところの説明で、若年層の働きかけが重要であるというのはそのとおりなんですけれども、彼らの抵抗感というふうにご説明いただいたんですけれども、抵抗感ではなくて無意識なんです。ごみの減量化やリサイクルをする意味とか意義とかその危機感という意味で、60 代以上、65 歳、70 代以上の方と比べると低いという傾向があるという意味ですので、やりたくないというような抵抗感ではないというところがポイントです。

ただ、食品ロスに対しては実はすごく関心が高く、食パンを使ったビール、クラフトビールとかですね、そういうのは大好きなので、我々が思っているような家庭から出る一般廃棄物に対する分別をしないといけないというような意識はあまり高くないんですけれども、食品ロスに対しては罪悪感があるみたいで、クラフトビールを作ったりするのはとても熱心にされるというような、そういう傾向がありますので、抵抗感ではないというところだけは強調しておこうかなと思います。

はい、お願いいたします。

○山本部会長

ありがとうございます。何か文言に関しては特段の修正が必要というわけではないですね。

○小島委員

はい。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局

はい、ご意見ありがとうございます。

そうですね、先日小島委員からご意見をいただきまして、こちらで少し解釈が誤っている部分もあったかもしれませんが、取組に関してはそういった若い世代の方の無意識につきまして、きちんとこちらでも分析をいたしまして取組に反映できるようにしてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○山本部部长

それに便乗して、なんで無関心なんだろう、無意識なんだろうって考えると、色々な自治体にもこのような同じ話をするんですけど、やはりごみ処理というのが自分たちの払っている税金で負担されているという意識がおそらくあまりないんだと思うんですね。

自治体が、行政が勝手にやってくれるというような印象が無意識、無関心につながっている。いろんな要因があると思うんですけどこれが1つの要因かなと思います。

ですので、例えば廃棄物処理コストが1人当たりいくらかかってますよというデータをコラムで示したらいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○環境事業管理課参事

コスト的などころに関しましては、次の計画案の中には、概要を含めて全部書くことになっておりますので大丈夫です。

○山本部部长

ありがとうございます。それでは結構です。

ほかご意見、ご質問いかがでしょうか。

清水委員よろしく願いいたします。

○清水委員

はい、どうもありがとうございます。

今の山本委員からのご質問とも通ずる話なんですけれども、先ほどのご説明のパートになりますが、6ページの「事業系ごみの減量化・リサイクルに関する情報発信の強化」というところで先ほど言いそびれてしまったんですけれども、単なる幅広い情報発信はもちろん大事なんですけれども、やはり行動の変容につながるような情報の発信というのがすごく大事だと思います。

その意識の向上も、それは行動の変容につながるような意識の向上ということだと思いますし、理解を高めるというのも、理解した後に行動をしてもらうための理解というこ

とだと思うので、どこかにですね、市民のごみ減量化に向けた行動の促進とか行動の変容とか、そのような言葉を入れていただくといいのかなというふうに思いました。

やはり、ごみの分別とか減量行動がどのような要因によって変わるかとか促進されるかというのは、結構色々な研究があつて先生方も知見をお持ちだと思つたので、さっきの若者の話とか、どういうコストがどれぐらいかかっているのかとかいうことも大事な情報だと思いますし、効力感というんですかね、あなたがこれだけ分別するとこれだけの環境への効果があるとか、これだけの費用節減効果があるとか、そういう情報の出し方もあると思いますし、具体的には今後ということだと思いますけれども、行動を促進するための情報発信という位置付けをしていただけるならしていただいた方がいいかなと思つました。それが1点です。

次に、今ご説明いただいた部分ですけれども16ページになりまして、「ごみの適正排出の推進」ということで、やはり市民の方も見られるものですよ。適正排出というのは、行政の要望としてはもちろんあると思つたんですけれども、一体何のことかというのは市民の方はよくわからないと思つたんですよ。分別をきっちりやるということなのか、ごみの回収の日にその時間にちゃんと出すということなのか、不法投棄みたいな違う場所に出さないとか、どういうことを指しているのかというのが多少分かるような説明であるとか、コラムでもいいんですけれども書き方をしていただけるといいのかなというふうに思つました。

はい、とりあえず以上です。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

6ページの行動変容を促す情報発信に努めるというような表現を明記したらいかがかという点と16ページの適正排出という言葉についてですね。

この2点、事務局からお考えいかがでしょうか。

○環境事業管理課参事

行動変容につながるような情報発信、今回ものすごく私どもも意識しているところでして、指標であるとかも工夫はさせてもらってるんですけども、実際この計画書の中にはあまり表現として出てきていないなっていうところがあります。

なので、どのように表現するかはこれから考えさせていただきたいなとは思つています。

もう1つの「ごみの適正排出の推進」、ここに限らずおそらく市民さんにとっては難しい言葉がすごくたくさん出ている計画になつてらんだなっていうふうには思つております。

そういうところはこれからコラムの方でいろいろ補足させてもらおうかなっていうふうには考えております。

はい、以上です。

○山本部会長

はい、ありがとうございます。

例えば6ページの主な施策1の中間の中ほどに、「ごみの減量化・リサイクルに関する市民意識向上のため」というところに、「市民意識の向上や、行動変容のための情報発信を行います」などのような付け加え方でもいいのかなと思いますので、ぜひご検討ください。

はい。ほかいかがでしょうか。

○事務局

すみません、事務局でございます。

○山本部会長

はい。

○事務局

先日、藤田委員のところへ事前説明にお伺いした際、2点ご意見を頂戴いたしましたのでお伝えいたします。

まず1点目でございます。

13ページ「環境教育や環境学習の推進」について、『幼少期からの環境教育や若年層への働きかけは特に重要ではありますが、リカレント（生涯学習）も大事です。私自身も含めてのことではありますが、生涯学んでいくことが大事という視点を入れていただきたいと思います。』とのご意見をいただきました。

次に2点目でございます。『リユースの促進としてファッションロスの削減とありますが、リユースだけではなくモノのシェアについても考えてはどうでしょうか。シェアリングエコノミーとして、民間事業者ではモノをシェアしていることがありますが、シェアもごみ減量になりうる1つの選択肢として検討できるように、何か方法を検討いただければ。』とのことでした。

まず1点目について、現在の出前講座など生涯学習に関する取組を行っているので、若年層に対する取組を強化するというようなイメージをしておりましたが、藤田委員からのご意見を踏まえ、生涯学習についても取り組むことがわかるようにですね、中間報告案の修正を考えております。

次に2点目、シェアの視点につきまして、ごみの減量の選択肢の1つとできるように、先ほど説明しました「市民の方に取り組んでいただくこと」というコラムの方を作成していくことを考えておりますが、その中にリユースアプリの利用などと同じく、具体的な行動として民間のシェアリングサービスを利用する旨を記載することを考えております。

また、本市から発信する情報として、ジモティーやTABETEなどのほかに民間のシェアリングサービスについても紹介する方向性で考えております。

先ほど山本部長の方からいただいたご意見も含めまして、また最終調整させていただきたいと思っております。

○山本部長

はい、ありがとうございます。

今ご説明いただきました生涯学習とシェアリングサービスについて、追記追加していくという方向性について委員の皆様何か反対意見はありますか。大丈夫ですか。

はい、ありがとうございます。

余談ですけど、シェアリングサービスとかシェアリングエコノミーという言葉が社会的に流通する前に、我々の世界では「サービサイジング」という言葉で似たような概念を整理してしまっていて、サービサイジングは本が1冊できるぐらいのキーワードにはなっていましたので、ぜひ読んでいただいて何かそこで紹介すべき情報が概念としては古くて使われていないんですけど、同じような社会のありようを産業システムのありようをめざした概念ですので、そこから引っ張ってこれそうな事例とか考え方があればコラムに追加できるかどうか検討いただければと思います。

○環境事業管理課参事

参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○山本部長

はい、ありがとうございます。ほかにここまでの中間報告案について、全体を通してでも構いませんが何かご意見、ご質問、お伝えしておきたいことがございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは中間報告案に関しては以上とさせていただいて、最後に次第の「その他」について何か案件はございますでしょうか。

○事務局

事務局からすみません、1点補足です。山本委員から、先ほど本市で行っておりましたマイボトル事業につきましてご質問をいただいておりますけれども、こちらで調べましたところ、2024年の1月末にその事業自体は終了しております。

本市の職員を対象に、地下の食堂で象印のマイボトルを購入して持っていけばコーヒーを入れていただけるというような事業をやっておりましたけれども、この事業自体は2024年1月末で終了しているということです。

では、その他案件になりますが、次回審議会の予定を説明いたします。次回審議会は本

会を6月後半～7月上旬頃に開催する予定です。本日の専門部会でいただいたご意見を踏まえ、資料を修正し、これまでの審議について専門部会からの報告という形で中間報告を行います。修正した資料につきましては、後日送付いたしますのでご確認をお願いいたします。

今年度は審議会及び専門部会の開催が多く、委員の皆様にはお時間をいただく形になりますが、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山本部会長

それでは、一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会の議事はこれで終了させていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

○司会

山本部会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和7年度第1回一般廃棄物処理基本計画に関する専門部会を終了いたします。

この後、2時45分から一般廃棄物処理施設整備基本計画の一部に関する部会を開催いたします。

閉会 午後2時15分